

第3次芦屋町男女共同参画推進プラン策定方針

1. 目的

男女共同参画社会基本法（平成11年6月施行）に基づき、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すため、芦屋町では平成20年度に『芦屋町男女共同参画推進プラン』、平成25年度に『第2次芦屋町男女共同参画推進プラン』を策定し、男女共同参画の推進を図るため、様々な施策に取り組んでいるところです。

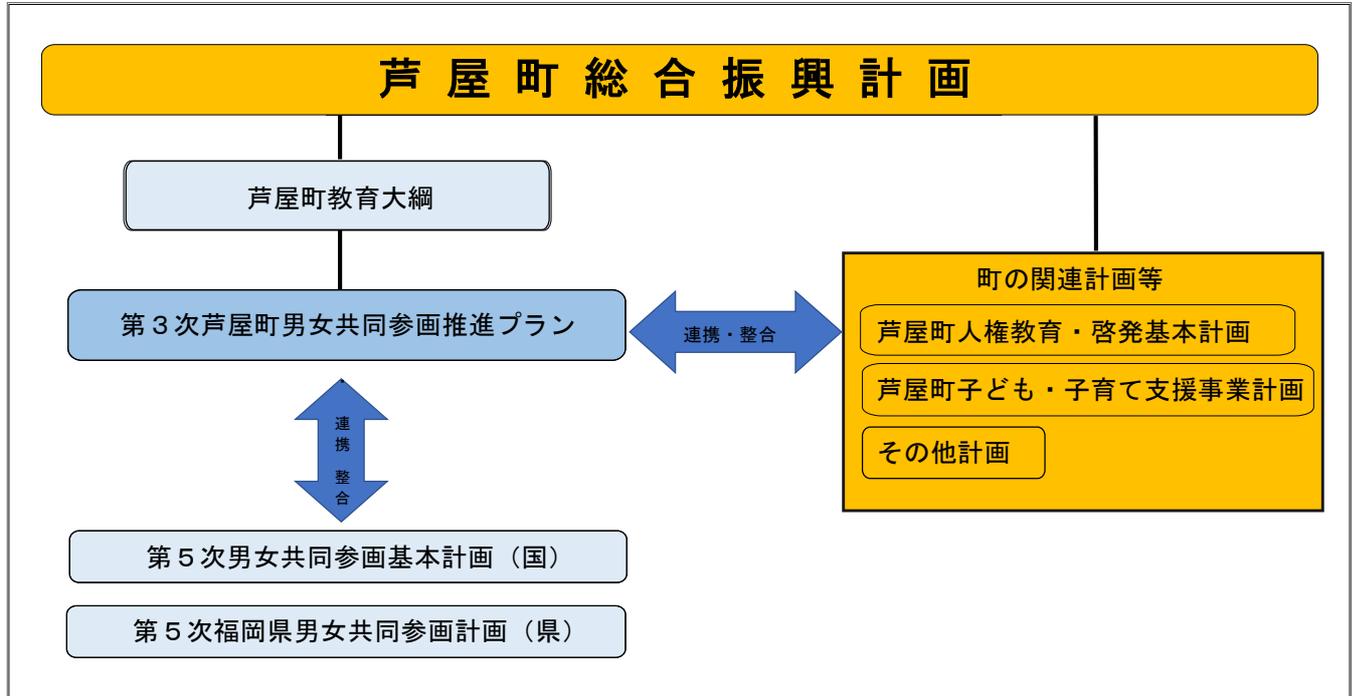
現行プランは令和5年3月をもって計画期間が終了するため、これまでに取り組んだプランの成果や課題、社会情勢の変化や国・県の計画を踏まえた、令和5年度からの「第3次芦屋町男女共同参画推進プラン」を策定します。

2. 名称

次期推進プランの名称は『第3次芦屋町男女共同参画推進プラン』（以下プラン）とします。

3. プランの位置づけ

本プランの策定にあたっては、町の最上位計画である「芦屋町総合振興計画」をはじめ、町の関連計画及び国・福岡県の関連計画との整合性を図りつつ、プランを策定します。



4. 計画期間

計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の推進状況などにより見直しの必要が生じたときは、見直しを行います。

5. プランの策定にあたっての基本姿勢

プランは次に掲げることを基本として策定します。

- (1) 「第6次芦屋町総合振興計画」との整合性を図ったプラン。
- (2) 国・県の上位計画や社会情勢の変化を踏まえたプラン
- (3) 第2次プランの成果や課題を踏まえたプラン
- (4) 女性活躍推進法に基づく推進計画内容を踏まえたプラン

6. 策定業務

策定業務はコンサルタントに委託し、必要な業務支援を受けます。

事務局：生涯学習課社会教育係

7. 策定方法

住民参画の手法（予定）

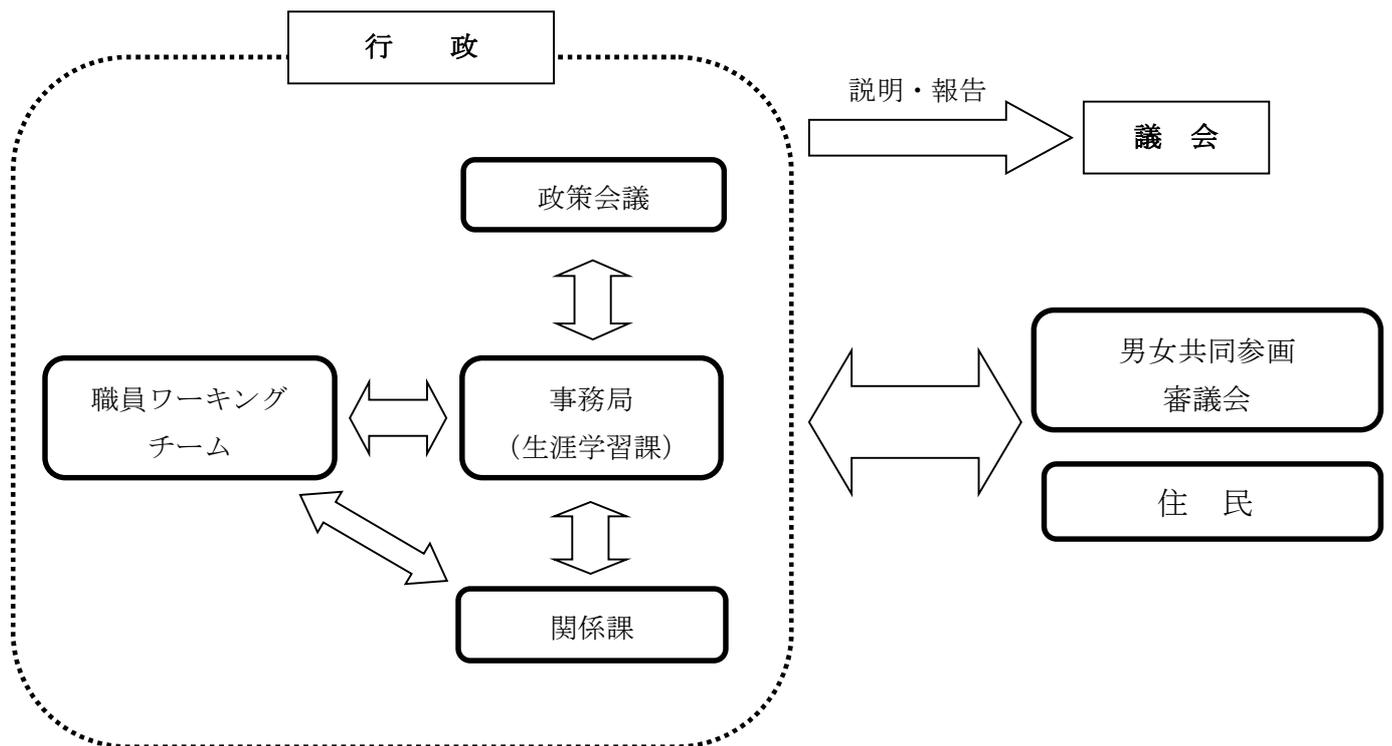
- (1) 住民アンケート：町民 1,500 人を対象とします。
- (2) パブリックコメントの実施：計画素案を公表し、住民に意見を求めます。
- (3) 男女共同参画審議会：住民代表を含む審議会による審議を行います。

8. 策定スケジュール

区 分		令和3年度									令和4年度										
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
コンサル選定			■																		
課題の抽出・調査	1 男女共同参画関連計画、資料・データの収集・分析			■	■	■	■	■	■												
	2 アンケート調査					■															
計画案	1 計画骨子						■	■													
	2 計画素案								■	■	■	■	■	■	■	■	■				
	3 計画案																■	■	■	■	■
	4 計画書作成・印刷																				■
委員会等	1 男女共同参画審議会				①	②								①	②					③	④
	2 職員ワーキング会議				①			②		①	②										
	3 パブリックコメントの実施																			■	

※詳細については、別紙「第3次芦屋町男女共同参画推進プラン策定スケジュール」を参照

9. プラン策定に向けた体系



役割

【政策会議】

プラン素案決定段階及びパブリックコメント後のプラン決定段階で審議を行い、執行部としてプランを決定する。

【事務局】（生涯学習課 社会教育係）

プラン策定に伴う庶務全般。

【職員ワーキングチーム】

住民アンケート案の検討、プラン素案（プランの具体的施策含む）の検討を行う。

【関係課】

プランにおける具体的施策を設定する。

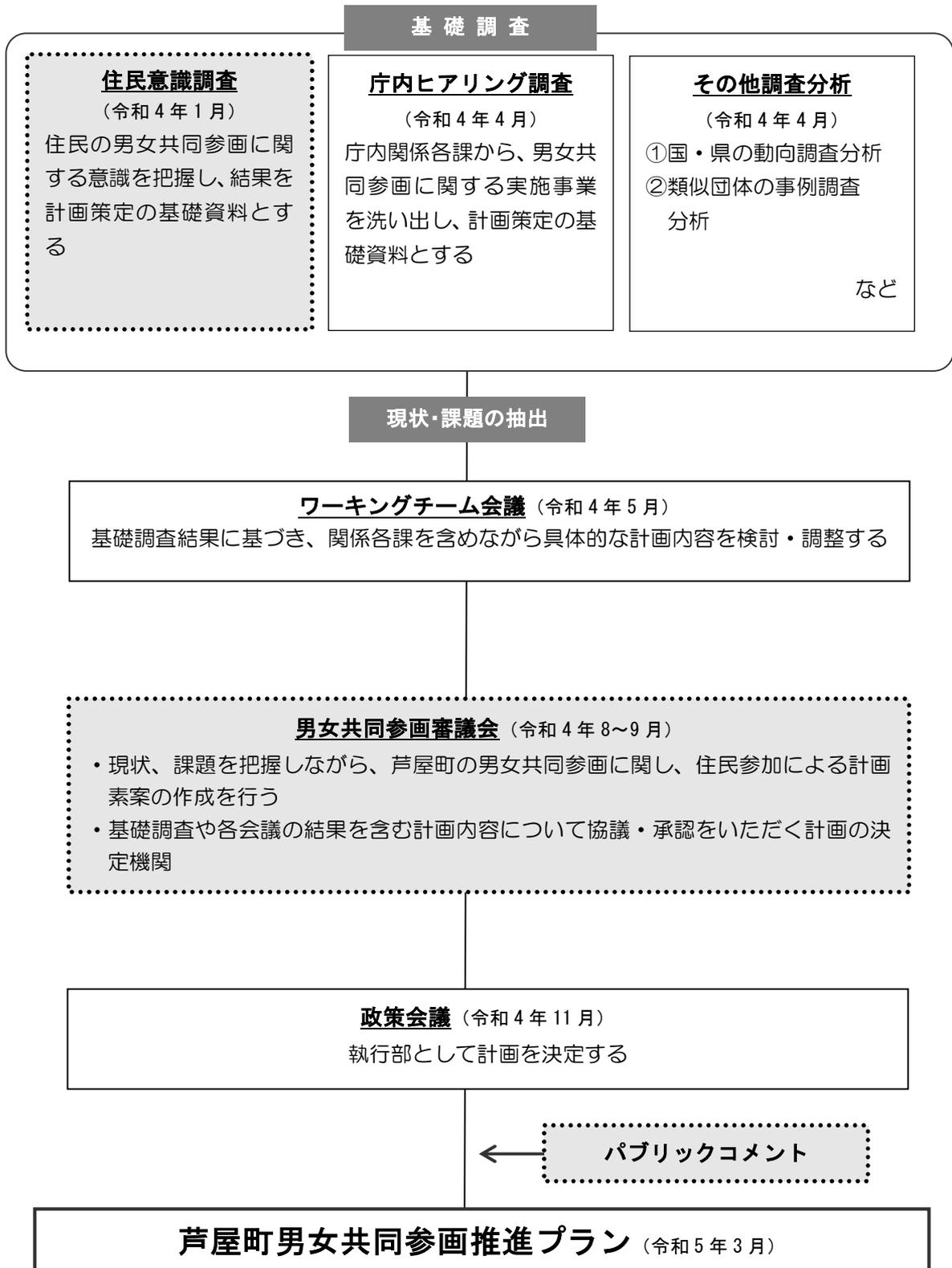
【男女共同参画審議会】

有識者、各種団体代表及び公募委員による審議会。幅広い視点から、プラン策定のための意見や提言等を行う。（有識者・各種団体・公募委員 8名）

【住民】

住民アンケート及びパブリックコメントにより、プランに対して意見の提案をする。

10. 計画策定の流れ



※ は、住民参加による策定プロセス